



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第39号 : 特集・論著目 録稿
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1990, 39, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78849
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

第39号

1990年6月15日

吐魯番出土文物研究会

特集・論著目録稿

吐魯番出土文物關係論著目録(稿)

- 1989・国内篇 -

關尾史郎編

【はじめに】

本目録は、一九八九年一年間に、国内で公表された吐魯番出土文物関係の論著目録である。論著の分類は基本的に中文篇に準じており、番号の後に+を付したものは、前年の一九八八年の刊行であることを示している。なお一九八九年には、本誌も第五号から第二七号まで全部で二三号を発行したが、これについては、第四二号（八月一日発行予定）に掲載される総目次にゆずることにする。

いつもながら東京大学東洋文化研究所の池田温先生には、本目録の作成にあたって大きな便宜をいただいた。また本会会員の片山章雄氏からは、入手困難な文献の提供を受けた。あわせ記して感謝の意を表したい。

A 著書

- (1) +杉山二郎編『シルクロードの残影』講談社・世界の大遺跡⑦

B 翻訳・解説・序文等

■著書

- (1) 王克芬・韓飛鳳訳『中国舞踊史話』北京 外文出版社
(2) 郭伯南訳・人民中国雑誌社翻訳部訳『中国文化のルーツ』上巻 東京美術
(3) 小林芳規『角筆のみちびく世界—日本古代・中世への照明—』中央公論社・中公新書909
(4) 田中 淡『中国建築史の研究』弘文堂

☆所収：「中国壁画古墳の建築図と初唐建築の様式について」（1977年）

- (5) 永田英正『居延漢簡の研究』同朋舎出版・東洋史研究叢刊之四一
(6) 西林昭一『中国新出土の書』二玄社
(7) 林巳奈夫『漢代の神神』臨川書店

☆所収：「中国古代における蓮の花の象徴」（1987年）

- (8) 町田隆吉『シルクロードの謎—グラフィティ・歴史謎事典⑧—』光文社・光文社文庫2-8
☆紹介：關尾史郎『史信』（新潟大学關尾ゼミ）第5号 4

■論文

- (9) 荒川正晴「唐の中央アジア支配と墨離の吐谷渾（下）－主に墨離軍の性格をめぐって－」
『史滴』第10号 19～42
(10) 荒川正晴「唐河西以西の伝馬坊と長行坊」『東洋学報』第70卷第3・4号 35～69
(11) 新井光風「新疆・トルファン新出土《真興七年兵曹差直歩許奴文書》」『書道美術新聞』第
253号 1

- (12) +伊藤 伸「中国書法史上からみた「敦煌文書」」『書道研究』第2巻第5号 53~86

(13) 池田 温「租庸調の理念と現実－國家の土地と税－」『週刊朝日百科 世界の歴史』第32号 218~221

(14) 猪熊兼勝「シルクロードが持ってきたファッショニ」（財）N H K サービスセンター編『シンポジウム・シルクロード／海のシルクロードを求めて』三菱広報委員会 154~165

(15) 今津勝紀「調庸墨書銘と荷札木簡」『日本史研究』第 323号 1~31

(16) 小田義久「麹氏高昌国時代の仏寺について」『龍谷大学論集』第 433号 68~91

(17) 小田義久「西州仏寺考」『龍谷史壇』第93・94号 1~13

(18) 大金富雄「吐魯番出土文書にみえる世業と口分について」『安田学園研究紀要』第29号 1~14

(19) 大津 透「律令収取制度の特質－日唐賦役令の比較研究－」『東京大学東洋文化研究所紀要』第 110冊 167~252

(20) 大津 透「【要旨】唐儀鳳三年度支奏抄・四年金部旨符補考」『東洋史研究』第48巻第3号 178~179

(21) 氣賀沢保規「唐代西州（吐魯番）における府兵の位置について」『中国辺境社会の歴史的研究－昭和63年度科学研費補助金総合研究（A）研究成果報告書－』 54~62

(22) 佐々木栄一「スタイン漢文文書六一三号（いわゆる計帳様文書）をめぐって－劉文成戸の記載を中心に－」『東北学院大学論集』歴史学・地理学第20号 1~44

(23) 重近啓樹「漢代の仮作について－その歴史的特質についての一試論－」『新しい歴史学のために』第 195号 1~12

(24) 白須淨真「唐代の西州の武城城の前城主と沙州の寿昌城主－唐代西州の城及びその城主に関する考察のための序章－」『西北史地』1989年第3期 11~42, 10

(25) 關尾史郎「トゥルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究－條記文書の古文書学的分析を中心として－」（二）『人文科学研究』（新潟大学人文学部）第75輯 39~93

(26) 關尾史郎「「章和五（五三五）年取牛羊供祀帳」の正体－『吐魯番出土文書』割記（七）－」（II）『史信』第3号 1~4, （III）同第10号 1~4

(27) 關尾史郎「トゥルファン将来唐代田制関係文書の理解をめぐって－米田賢次郎「オアシス農業と土地問題」を読む－」『集刊東洋学』第61号 116~126

(28) 關尾史郎「【要旨】きえたゾロアスター教－トゥルファン文書の世界－」『新潟史学』第23号 60~61

(29) 中田篤郎「天寶十載（七五一年）府羅殘牒について」中田編『北京圖書館藏敦煌遺書総目録』朋友書店 169~173

(30) 長沢和俊「長安発の胡風文化」『道は正倉院へ』読売新聞社 120~127

(31) 林巳奈夫「洛陽ト千秋墓壁画に対する注釈」B（7） 281~317

(32) 古川淳一・鹿内浩胤・安藤邦彦・鈴木拓也・永田英明・吉野 武「計帳制度研究の現状と課題」『川内古代史論集』第5号 19~43

(33) 森安孝夫「ウイグル文書割記」（その一）『神戸市外国語大学外国学研究』第19号（内陸アジア言語の研究4） 51~76

(34) 吉田 豊・森安孝夫・新疆ウイグル自治区博物館「麹氏高昌国時代ソグド文女奴隸壳買文書」『神戸市外国語大学外国学研究』第19号（前出） 1~50

◎ 亂世的智者

圖著書

- (1) ユネスコ東アジア文化研究センター編『日本における中央アジア関係研究文献目録』(187)

9-1987年3月)／索引・正誤』同センター

☆紹介：（新免康）『史学雑誌』第98編第9号 101～103

論文

- (2) 荒川正晴「1988年の歴史学界－回顧と展望－／内陸アジア・1」『史学雑誌』第98編第5号 269～275

(3) 池田温「敦煌学と日本人」『日本学』第13号 132～139

(4) 大津透「1988年中国敦煌吐魯番學術討論会」『唐代史研究會會報』第2号 15～16

(5) 氣賀沢保規「中国新出石刻関係資料目録(4)－1985年より1986年まで－」『書論』第25号 239～212

(6) +張蔭才・西山猛訳「新疆ウイグル自治区博物館」『Museum Kyushu』第7卷第4号 3～8

(7) 船越泰次「兩税法研究史(二)－続・中国における兩税法研究－」『山形大学史学論集』第9号 1～15

(8) 町田隆吉「『吐魯番出土文書』第二冊索引稿」『研究紀要』(東京学芸大学附属高等学校大泉校舎)第14集 141～162

D 760 46

著書

- (1) 濑戸内寂聴『美と愛の旅』講談社・講談社文庫せ1-30
☆原版：講談社 1983年

(2) 中国国家文物事業管理局編・鈴木 博訳・村松 伸解説『中国名勝旧跡事典』第5巻（西北・西南篇）ペリカン社
☆原書：中国国家文物事業管理局主編『中国名勝詞典』上海 上海辞書出版社 1981年

(3) 夢枕 猛『神々の国 人の国』双葉社

論文

- (4) +種村大超「天山南路の旅」雜感(三)『聖德』第117号 31~42

(以上)

高昌文書中の「劑」字について(補遺)

- 『吐魯番出土文書』劄記（八） -

關尾史郎

【はじめに】

さきに私は「高昌文書中の「劑」字について－『吐魯番出土文書』劄記(八)－」(以下、前稿)という小文において、高昌国時代の文書に散見される「劑」字の意味について考究し、これが基本的には「分」の意味で用いられていることを明らかにする機会があった⁽¹⁾。しかしその際にも註記しておいたように、ほぼ時を同じくして公表された楊際平氏の所説⁽²⁾については、検討することができなかった。また最近、この楊氏の論稿とともに、「劑」字の意味について言及した陳國燦氏の論稿⁽³⁾にも接することができた。そこで、あらためて楊、陳両氏の「劑」字の意味に関する所説を紹介し、それに対する私見を述べることにしたしだいである。

【陳国燦氏の「劑」字に対する解釈とその問題点】

ここでは行論の都合上、最初に陳国燦氏の所説について見ていきたい。

陳国燦氏の論稿は、前稿でも取り上げた「乙酉・丙戌歳（五六五・五六六或六二五・六二六）某寺條列月用斛斗帳歴」に本格的な分析を行なったものである。そのなかで、この寺院が国家に納入した各種の税についても言及がなされており、遠行馬と官絹のみに付されている「劑」字にも注目している。

遠行馬についてはこれを遠行馬錢と解釈した上で、やはりこれも前稿で言及した大谷文書中の「延壽元（六二四）年六月勾遠行馬價錢勅符」や遠行馬錢関係の條記文書などを根拠として、遠行馬錢が一回各人（丁男に限る）銀錢二文ずつであったこと、ただし年間を通じての賦課回数や賦課時期はまちまちであって、賦課の際にはその都度符が出され、納入が指示されたという。その意味では臨時的な性格の税種だったわけだが、それと同時に重要なのは、遠行馬錢に関わる文書の紀年は、六二〇（重光元）年から六二六（延壽三）年の間に集中しており、その前後の時期の文書にこの税種を見るすることはできない。したがって遠行馬錢とは、重光年間以降に臨時に賦課されるようになった税種であるという点である⁽⁴⁾。

また官絹については、臨時に賦課された銀錢を官絹で代納したものであり、その賦課額は丁男の口数を基準として決定されたものとする。

そして当該の帳歴に見える諸税の分析を総合して、陳氏は、高昌国における諸税を二系統に大別する。すなわちひとつは、「輸」字が付された税である。その代表は田租だが、賦課は固定的で、多くは現物で納入されるものである。いまひとつは「劑」字が付された税であり、言うまでもなく遠行馬錢や官絹はこの系統に属する。こちらの賦課は臨時的であって、多くは銀錢で納入されるものである。

以上が陳国燦氏の所説の要約であるが⁽⁵⁾、説明するまでもなく、前稿で提示した私見とは大きく異なる。たしかに傾聴にあたいする指摘も少なくない。遠行馬錢関係の條記文書の記載から判断すれば、その賦課される月は刺薪ほどではないにせよ、まちまちであった⁽⁶⁾。これは丁税が二月と三月に集中的に賦課されているのとはきわめて対照的である。したがってその意味においては、陳氏が臨時的であったと言うのも、首肯できる。しかしながら、一回もしくは二回というように、年間の賦課回数が一定していなかったということや、一回ごとの納入額が各人二文であったという点（したがって年間二文を納入する年と、四文納入する年があったことになる）については、明確な根拠があるわけではない。

しかしながらよりも一番私が納得できなかったのは、「劑」字それ自体に対する解釈が全く提示されていない点である。「劑」字が付された税はなぜ臨時的な性格を有するのであろうか。この場合の臨時的とは、賦課の時期が不定期であり、かつ年間の賦課回数も任意であるという意味が込められているわけだが、もちろん「劑」字には本来、そのような意味はない。この点、さらに丁寧な説明が必要であろう。

また陳氏の所説に従えば、田租、丁税、遠行馬錢、および刺薪という條記文書に見える四種の税のうち、田租以外は全て「劑」字が付されているので臨時的な税ということになってしまおう。この点も理解しにくいところである。たしかに田租以外は月を単位として賦課が行なわれていた。このことは條記文書の分析から疑う余地がない。だからこそ私はそこに着目して、「劑」字を「分」の意味に解釈したのであり、月が賦課の単位になっているからといって、そのことが直ちに臨時的な賦課だったことを意味するわけではないことは明らかである。

さらに、遠行馬錢が本来的に臨時に賦課された税であるのならば、條記文書になぜわざわざ「劑」と明記する必要があったのであろうか。必要最低限の事項さえ記載すればよい條記文書であれば、明白な事実はたとえ一字だけであっても、作成者は省略に従ったと考えたほうが妥当であろう。もしされにもかかわらず「劑」字を記入したのであれば、固定的な田租については、それに対応して「輸」字を明記するのが、しかるべき方法であろう。もちろん田租関係の條記文書にこの文字を認めること

是不可能である。

陳国燦氏の所説にはおおよそ以上のことと指摘して、批判にかえたいと思う⁽⁷⁾。

【楊際平氏の「劑」字に対する解釈とその問題点】

一方の楊際平氏は、高昌国における各種の税役の具体的な内容や性格を論じたなかで、條記文書を中心に見える「劑」字の意味を確定しようとされた。

楊氏は先ずこの問題について、「劑」字には本来「調節」とか「調和」という意味と、「分份」とか「分別」という意味があったことを確認し、次いで、高昌国時代の文書では必ずこの文字が「正月劑」とか「七月劑」とかいうように、月に統いて書かれている点に着目して、後者の意味に用いられたとする。つまり「三月劑刺薪」は、「三月份刺薪」ということになる。ただし三月の分とは言っても、それは三月の一か月分という意味ではなく、三月に限定されるものではない。それはこれらの税が通常年二回賦課されたからである。またもし三月一か月分ということであれば、年を単位に賦課される税についても、「某歳劑」とか「某歳某月某日劑」と書かれたはずであろう。

なお月に統けず、単独で書かれている「劑」字の例は、高昌国時代の文書に三例ほどあるが、これらも全て「份」や「份額」の意味に用いられていることには変わりはない。

楊際平氏の所説は以上のように要約できるが、これは「劑」字を「分」と解釈する基本的な点においても、また、しかしその月一か月分という意味ではないという補足的な説明を付す点においても私見と見事に一致する。これこそ私が楊氏の所説に接して意を強くした所以であるが、結論はともかくとして、その前提には若干の異論がある。それは楊氏が「劑」字を有する諸税、つまり月を単位として賦課された諸税を一律に年二回賦課としている点である。実証的にも理論的にもこのように断定できる段階ではないし、また断定しなければならない必然性もない、というのがこの問題に関する私の考え方である。もっとも年三回以上と断定する根拠もないわけだが、刺薪については、年三回以上賦課された可能性も大いに考えられ⁽⁸⁾、今後、あらためて検討する必要性があることだけ、ここでは確認しておきたいと思う⁽⁹⁾。

【おわりに】

この小文では、前稿公表後接することができた楊際平、陳国燦両氏の「劑」字の解釈について、私見を述べた。方法こそ違え、楊、陳両氏の論稿は、高昌国の税制を総合的に把握せんとする貴重な試みであり、両氏への批判はそのような全体像に対して行なわれるべきであって、小文のごときは、そもそも批判の名に当たらないことは充分に承知しているつもりである。ただ出土文書に対する分析が多角的にして徹底的でなければならないとすれば、この小文の意味も皆無ではないことを信じたい。

【註】

- (1) 本誌第一六、一七号。
- (2) 楊際平「麹氏高昌国賦役制度管見」（『中国社会経済史研究』一九八九年第二期）。なお『中国社会経済史研究』一九八九年第三期、二九頁、併照。
- (3) 陳国燦「対高昌国某寺全年月用帳的計量分析－兼析高昌国的租税制度－」（『魏晋南北朝隋唐史資料』第九・一〇期 一九八七年）。
- (4) したがって分析の対象とされた帳歴の紀年である乙酉・丙戌歳も、六二五（延壽二）・六二六（延壽三）年に比定されることになる。この点については、陳氏の見解に従ってもよいよう思う。
- (5) なお陳氏が本文の末尾に付された附記によれば、陳仲安氏に「試釗高昌王國文書中之“劑”字」なる論稿があり、ここで陳仲安氏も陳国燦氏同様、「劑」字が付された諸税が臨時に賦課されたものであることを主張されているようだが、残念ながら私は実見の機会を得ていない。
- (6) 先に私は、「トゥルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究－條記文書の古文書学的分

析を中心としてー」（二）（『人文科学研究』第七五輯、一九八九年）において、條記文書の分析から遠行馬錢の賦課月が春と秋であったことを指摘したが（同、五九頁）、大谷文書中の「延壽元（六二四）年六月勾遠行馬價錢勅符」では、春三月とともに、まさに表題にあるように夏六月に賦課がなされており、この点かつての記述が不備であったことを認めざるをえない。

- (7) このほかにも、前稿でも指摘した「驛馬粟」と「驛羊錢」の問題があるが、詳細については、前稿（上）、五頁、および註（8）を参照されたい。
- (8) 關尾、前掲「トゥルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究」、六四頁、参照。
- (9) このほか、楊氏が月に統けず、単独で「劑」字が書かれている例として上げた三例のうち、「延昌三十三（五九三）年調薪文書」（73TAM520:6/3-1 〈録〉『文書』Ⅲ、三一頁）については、「劑」ではなく「斎」であったため、前稿では捨象してしまったが、楊氏に従って同一に扱うべきであろう。この文書において「斎」で数えられているのは「驛羊薪」なる税目であるが、これと類似の「驛羊錢」が月を単位として賦課されているので（註（7）、参照）、矛盾はない。

（一九九〇年四月一二日稿了）

覚書：居延出土、西晉時代の木簡について

1973年から74年にかけて、中国の甘肅居延考古隊の調査によって新たに居延から約二万点の木簡が出土したが、そのなかの約二百点を紹介した『居延新簡叢粹』（甘肃省文物考古研究所編、蘭州大学出版社、1988年）に、「大康四年九月七日、遣將石興、十四日半至百相（表）／甲乙丙丁戊庚辛」（裏）という西晉時代の木簡が含まれている（82.E.P.W.C:1 〈録〉同書、70頁）。

内容はよくわからないが、大（太）康四年は283年に相当し、吐魯番阿斯塔那53号墓出土の「西晉泰始九（273）年二月翟姜女買棺券」（〈写〉『新疆出土文物』、26頁）とほぼ同時代の木簡ということになる。全二万点のなかには、このほかにも西晉時代の木簡が混じっていることが予想され、居延地域の歴史理解に新らしい一頁を開くことになろうが、そればかりでなく高昌、さらには樓蘭出土の文物との比較検討も可能になろう。さしあたっては、その紀年表記が、「泰始九年二月九日」という泰始木簡同様、年についても日付についても、干支を併記していない点が注目される。これは前後漢・新を通じて干支併記が一般的な居延木簡のなかにあっては、異色に属することで、政治権力による紀年表記という問題にも手がかりを与えよう。（關尾）

【お詫びと訂正】

本誌第三七号、新著紹介Ⅱにおいて、入力の際の不注意から錢伯泉氏の論稿の表題を誤記してしまいました。錢氏と読者の方々にお詫びすると同時に、以下のように訂正させていただきたく存じます。

一頁：（誤）錢伯泉「高昌国郡縣城鎮建置及其地望考実」

→（正）錢伯泉「高昌国郡縣城鎮的建置及其地望考実」

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方 TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)